平成２２年（フ）第５９２号
札幌市豊平区平岸３条18丁目４番23―409号
債務者　斎藤令以奈
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６８６号
札幌市中央区南12条西９丁目３番５―307号
債務者　久田　侑生
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６９１号
札幌市白石区菊水元町２条５丁目２番13号
リラハウス203号
債務者　渡部　照美
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３７号
札幌市北区北19条西３丁目２番22号
債務者　岩田　英子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９７号
岩手県奥州市衣川区板倉50番地１
債務者　千田　広美
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１５９号
盛岡市夕顔瀬町21番２―106号、旧住所岩手県八幡平市大更第21地割73番地12
債務者　角舘　佳照
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２０号
茨城県高萩市本町１丁目８番地
債務者　堀田　　實
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１６号
群馬県前橋市富士見町時沢1000番地６
債務者　小島　裕子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２７号
群馬県前橋市堀之下町240番地１
債務者　五代　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第８７号
群馬県前橋市鳥羽町146番地１
債務者　笛木　澄子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１１０号
群馬県前橋市北代田町434番地６
債務者　藤井　利恵
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１１４号
群馬県前橋市関根町574番地１
債務者　大橋　　哲
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１２１号
群馬県前橋市川原町376番地135
債務者　高山しづ江
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１２４号
群馬県前橋市南橘町11―Ｔ―24、住民票上の住所群馬県前橋市富士見町石井721番地
債務者　水落　昇志
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１２５号
群馬県渋川市渋川1696番地１
債務者　島田　吉直
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１２６号
群馬県渋川市渋川1696番地１
債務者　島田　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４９２号
埼玉県行田市長野３丁目９番５―102号
債務者　石川　　綾
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５０号
埼玉県深谷市緑ヶ丘５番18号　コーポＫＡＲＡＳＡＷA103号
債務者　尾崎　健二
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部